

## 第3節

## 幅広い分野における協力の強化・拡大

## 1 望ましい安全保障環境の創出

防衛大綱は、日米両国は、自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域におけるプレゼンスを高めることも勘案しつつ、日米共同の活動を実施することとしている。

間での海洋分野などにおける能力構築支援においても密接に連携して取り組んでいる。

□ 参照 3章2節（海洋安全保障の確保） p.351

## 1 海洋秩序の維持・強化

日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法に則った紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めている。

例えば、2020年から開始したわが国独自の活動として行う中東地域における自衛隊による情報収集活動に際しては、バーレーンの米中央海軍司令部に連絡官を派遣し、日米間で緊密に情報を交換している。

さらに、シーレーン沿岸国をはじめとした多国

## 2 人道支援・災害救援

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及び国際平和協力活動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行ってきた。

2013年11月に発生したフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、2014年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

## 2 能力発揮のための取組

防衛大綱は、日米共同の活動にあたり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全などに関し、協力を強化・拡大することとしている。

## 1 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・産業基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水

準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983年、「対米武器技術供与取極<sup>1</sup>」を締結、2006年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極<sup>2</sup>」を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。また、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

さらに、2016年6月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、「相互の防衛調達に関する覚書

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文

2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文

(RDP MOU)<sup>3</sup>が署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。

なお、日米共通装備品（F-35戦闘機及びオスプレイ）の生産・維持整備については、Ⅳ部2章5節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおりである。

**参考** 資料20（日米共同研究・開発プロジェクト）  
Ⅳ部2章5節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化） p.417

## 2 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の拡大、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基

地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の拡大を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、2008年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、2012年4月の航空総隊司令部の横田移転や2013年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。また、グアム及び北マリアナ諸島連邦（テナアン島及びパガン島）に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

### 解説

### 日米共同「エレファント・ウォーク」の実施について

2020年6月22日、航空自衛隊三沢基地所在の第3航空団は、米空軍第35戦闘航空団とともに「エレファント・ウォーク」を初めて実施しました。「エレファント・ウォーク」とは、多数の航空機が滑走路において地上滑走し、多数機運用能力や即応態勢を確認するものです。日米共同使用基地である三沢基

地の特性を活かし、同基地に所在する航空自衛隊F-35A戦闘機と米空軍F-16C戦闘機などの日米双方の航空機が一堂に会し、飛行場地区で隊列を組み、威風堂々と地上滑走を実施することで、強固な日米同盟及び三沢基地における日米空軍種間の友好関係を発信しました。



エレファント・ウォークの様子



第3航空団司令と第35戦闘航空団司令官

3 正式名称：相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国防省と日本国防衛省との間の覚書（Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement）